



Presented by Fuji Sogo Group
フジ相続税理士法人
株式会社 フジ総合鑑定

空き家問題と相続対策のススメ

あなたの大切な資産を守る相続・空き家対策セミナー

2025年11月30日



フジ総合グループ
マスコットキャラクター
フジガくん

講師

フジ総合グループ

グループ副代表
(税理士)

高原 誠



フジ相続税理士法人
株式会社フジ総合鑑定

株式会社フジ総合鑑定

- 不動産鑑定評価
 - 査定・調査
 - 相続・不動産コンサルティング
- 不動産鑑定業務登録：国土交通大臣(3)第275号

株式会社フジ相続不動産 コンサルティング

- 不動産の売却・活用
- 宅地建物取引業登録：国土交通大臣(2)第8935号

土地家屋調査士法人 フジ登記測量(東京事務所内)

- 境界確定測量・現況測量
 - 分筆・地籍更正に伴う登記申請手続き
- 所属団体：東京土地家屋調査士会 登録番号：01-0129番



Fuji Sogo Group

フジ相続税理士法人

- 相続税申告
 - 相続対策
 - 相続税還付査定
 - 債務相談
- 税理士法人登録：東京税理士会 第1238号
名古屋税理士会 第1238・2号
近畿税理士会 第1238・1号

フジ相続行政書士法人 (名古屋事務所・大阪事務所内)

- 相続手続きの相談・手続き代行
 - 遺言書作成支援・遺産分割協議書作成
- 行政書士法人登録：愛知県行政書士会 2405501号
大阪府行政書士会 2405502号

NPO法人相続手続きサポート センター(受付窓口：東京事務所)

- 相続・不動産問題の相談
- 相続手続きの相談・手続き代行
- 相続不動産の売却・活用等の相談

本部：東京事務所

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-28-11
小杉ビル6F

TEL: 03-3350-1061
FAX: 03-3350-1149

0120-95-4834



名古屋事務所

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄1-2-7
名古屋東宝ビル5F

TEL: 052-212-6931
FAX: 052-212-6932

0120-94-6121



大阪事務所

〒532-0003
大阪府淀川区宮原3-5-36
新大阪トラストタワー14F

TEL: 06-6151-3721
FAX: 06-6151-3723

0120-39-3704



●相続税対策・相続税還付など相続税に関する各種セミナーを開催しております。
ご用命の際は上記までご連絡ください。

URL

<https://fuji-sogo.com>

MAIL

info@fuji-sogo.com

フジ総合グループ

検索

■講師プロフィール



高原 誠

(たかはら まこと)

フジ総合グループ 副代表

フジ相続税理士法人 代表社員

NPO法人 相続手続きサポートセンター 監事

相続に特化した専門事務所の代表税理士として、不動産評価部門の株式会社フジ総合鑑定とともに、年間990件以上の相続税対策・申告・減額・還付案件に携わる。

相続実務においては、不動産・保険等への造詣を活かした提案や、お客様の将来を見据えた長期的な視点でのアドバイスに定評がある。また、セミナー講演や各種媒体への寄稿・取材協力も多数行っている。

平成26年1月に藤宮浩(株式会社フジ総合鑑定 代表)との共著となる初の単行本『あなたの相続税は戻ってきます』(現代書林)を出版。

平成27年7月に第2弾となる『日本一前向きな相続対策の本』(現代書林)を出版。

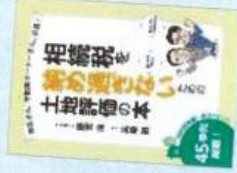
平成30年4月に第3弾となる「相続税を納め過ぎないための土地評価の本」(現代書林)を出版。

平成16年税理士試験合格翌年税理士登録

平成18年「フジ相続税理士法人」代表社員に就任

平成18年「フジ総合グループ」副代表に就任

平成19年NPO法人「相続手続きサポートセンター」監事に就任



■「フジ総合グループ」概要

平成4年11月 「吉海正一税理士事務所」 開所

12月 「株式会社吉海総合鑑定」 設立

平成16年6月 「株式会社吉海総合鑑定」を「株式会社フジ総合鑑定」に名称変更
不動産鑑定士・藤宮浩が代表取締役就任

平成18年9月 「フジ相続税理士法人」 設立

平成25年6月 「株式会社フジ総合鑑定」大阪事務所 設立

9月 「フジ相続税理士法人」大阪事務所 設立

平成27年9月 「株式会社フジ総合鑑定」「フジ相続税理士法人」名古屋事務所 設立

令和6年3月 「土地家屋調査士法人フジ登記測量」 設立

4月 「フジ相続行政書士法人」 設立

フジ総合グループ 経営理念

フジ総合グループは、相続・不動産に関する
独立系のコンサルティング事務所として、
中立・公正を旨とし、一人でも多くのお客様に
「安心」「満足」「喜び」を与えることによって、社会に貢献していきます。



(株)フジ総合鑑定
代表取締役
藤宮 浩
(不動産鑑定士)

フジ相続税理士法人
代表社員
高原 誠
(税理士)



フジ公式LINEお友だち募集中！

fujii

二次元
バーコードから
登録完了！



相続・不動産の最新情報をお届け

LINE公式
アカウント
お友だち募集中



お役立ちコラム
配信

なるほど通信

相続・不動産に役立つ
事例や対策を
解説！

最新情報を
タイムリーに



税制改正や相続・
不動産の最新情報を
お届け！

セミナー
先行案内あり

相続手続きから
展開する相続
ビジネスの拡大

人気セミナー情報を
ひと足早く
チェック！

目次



1. 増加する空き家の現状	6
① 日本の空き家の現状	6
② 小牧市の空き家の現状	8
③ なぜ空き家が増えるのか	11
2. 空き家が発生させない4つの事前対策	13
① 名義確認 相続登記義務化	13
② 遺言	14
③ 家族信託	15
④ 相続対策＝介護対策	17

3. 空き家になってしまった場合の対応	22
① 空き家やその土地と上手につきあっていくためには	22
② 小牧市の対応	23
4. 空き家と税金のポイント	26
① 空き家等対策の推進に関する特別措置法	26
② 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例	29

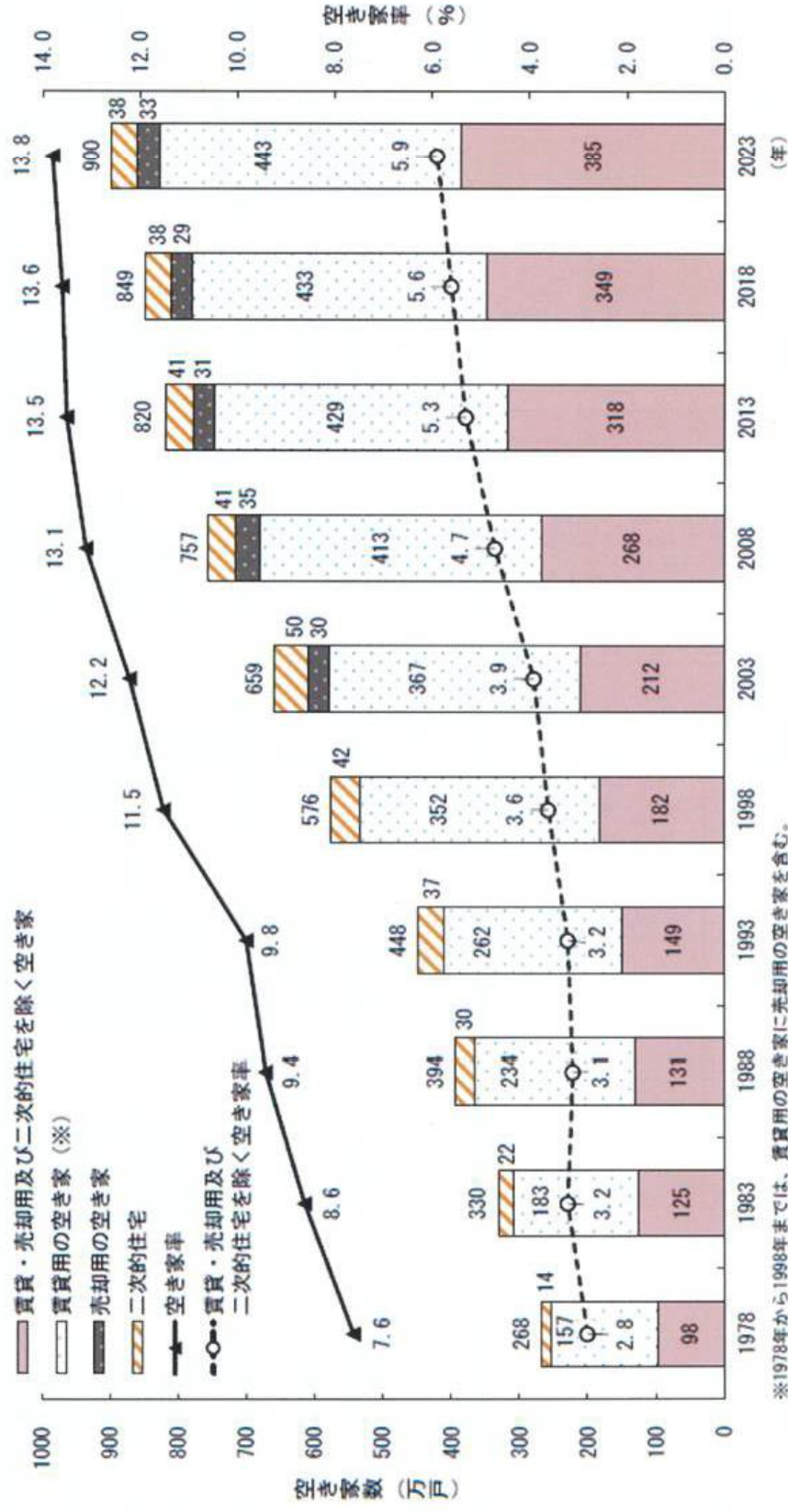
1. 増加する空き家の現状



① 日本の空き家の現状

<図2、付表1>

図2 空き家数及び空き家率の推移—全国（1978年～2023年）



出典：「令和5年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計（速報集計）結果」（総務省統計局）

1. 増加する空き家の現状



① 日本の空き家の現状

表2 空き家率—全国、都道府県（2018年、2023年）

都道府県	空き家率		賃貸・売却用及び 二次的住宅を除く 空き家率		都道府県	空き家率		賃貸・売却用及び 二次的住宅を除く 空き家率		（％）
	2023年		2018年			2023年		2018年		
	2023年	2018年	2023年	2018年		2023年	2018年	2023年	2018年	
北海道	15.6	13.5	5.6	5.6	東京都	13.1	12.8	6.2	6.1	
北海	16.7	15.0	9.3	7.7	大阪府	14.3	15.2	4.6	4.5	
青森	17.3	16.1	9.3	8.7	兵庫県	13.8	13.4	6.2	5.7	
岩手	12.4	12.0	4.6	4.6	奈良県	14.6	14.1	7.7	7.4	
宮城	15.7	13.6	10.0	8.7	和歌山県	21.2	20.3	12.0	11.2	
秋田										
山形	13.5	12.1	7.9	6.6	鳥取県	15.8	15.5	9.7	8.9	
福島	15.2	14.3	7.3	6.8	島根県	17.0	15.4	11.4	10.6	
茨城	14.1	14.8	6.7	5.9	岡山県	16.4	15.6	8.6	8.0	
栃木	16.9	17.3	6.6	6.2	広島県	15.8	15.1	7.8	8.0	
群馬	16.7	16.7	7.6	6.6	山口県	19.4	17.6	11.1	9.9	
埼玉	9.4	10.2	3.9	3.7	徳島県	21.2	19.5	12.2	10.3	
千葉	12.3	12.6	5.0	4.8	香川県	18.5	18.1	9.7	9.6	
東京	11.0	10.6	2.6	2.3	愛媛県	19.8	18.2	12.2	10.2	
神奈	9.8	10.8	3.2	3.3	高知県	20.3	19.1	12.9	12.8	
新潟	15.3	14.7	7.6	6.5	福岡県	12.3	12.7	4.6	4.9	
富山	14.7	13.3	8.4	7.1	佐賀県	14.5	14.3	7.7	7.6	
石川	15.6	14.5	7.4	7.0	長崎県	17.3	15.4	9.9	8.7	
福井	15.5	13.8	8.4	7.3	熊本県	15.0	13.8	7.7	7.9	
山梨	20.5	21.3	8.7	8.7	大分県	19.1	16.8	9.3	8.4	
長野	20.0	19.6	8.9	8.4	宮崎県	16.3	15.4	9.9	9.1	
岐阜	16.0	15.6	8.0	7.1	鹿児島県	20.4	19.0	13.6	12.0	
静岡	16.6	16.4	5.9	5.1	沖縄県	9.3	10.4	4.0	4.1	
愛知	11.8	11.3	4.3	4.1						
三重	16.4	15.2	9.5	9.1	全国	13.8	13.6	5.9	5.6	
滋賀	12.1	13.0	7.2	6.1						

出典：「令和5年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計（速報集計）結果」（総務省統計局）

1. 増加する空き家の現状

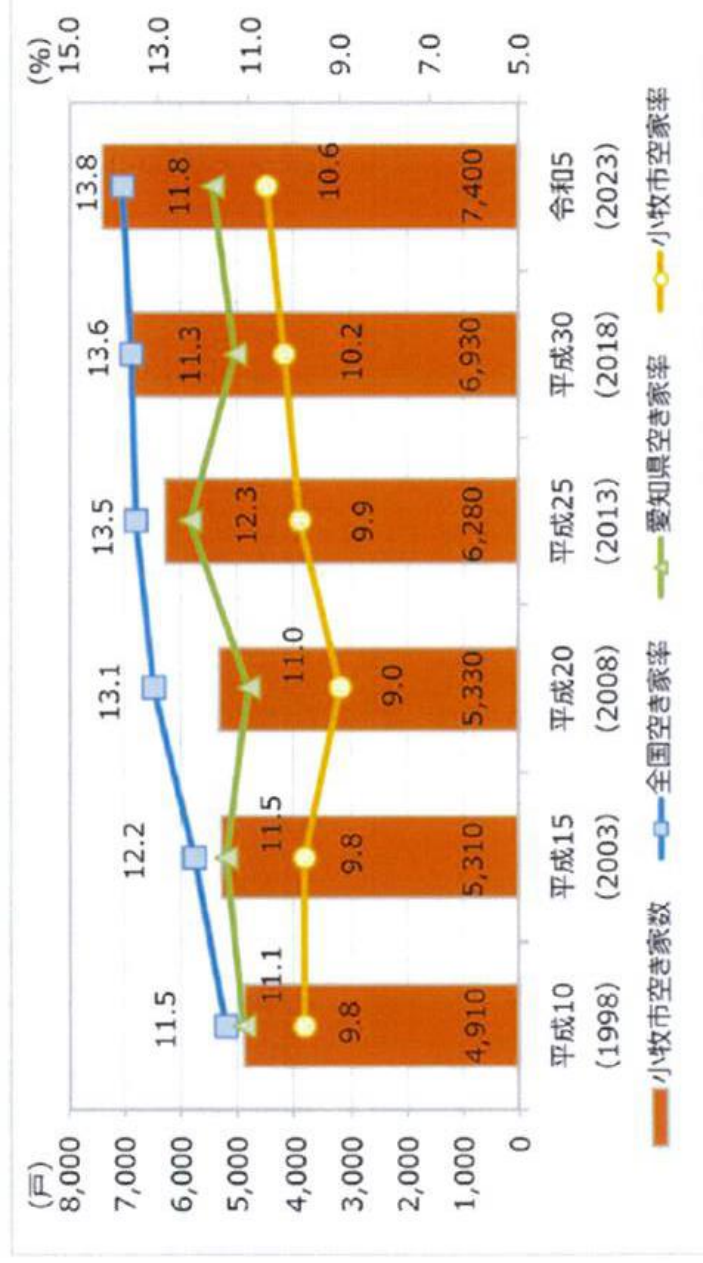


② 小牧市の空き家の現状

1 小牧市の特性

空き家（住宅・土地統計調査）

本市の空き家率は、全国や愛知県と比較すると低い水準にありますが、空き家の数は増加を続けています。



出典：小牧市空家等対策計画の中間見直し(案)【概要版】(小牧市空家等対策協議会)

1. 増加する空き家の現状



② 小牧市の空き家の現状

2 空家等実態調査の概要

地区別の空家等数・空家等率

括弧内は、令和3（2021）年1月1日実績値

地区	人口※1	世帯数※1	建物数※2	空家等数※3	空家等率
小牧南	21,493人 (21,490人)	10,308世帯 (9,917世帯)	4,682棟 (4,516棟)	123棟 (114棟)	2.6% (2.5%)
小牧	28,320人 (28,486人)	14,253世帯 (13,620世帯)	5,887棟 (5,753棟)	142棟 (125棟)	2.4% (2.2%)
巾下	15,809人 (16,107人)	7,807世帯 (7,528世帯)	4,254棟 (4,139棟)	100棟 (87棟)	2.4% (2.1%)
味噌	33,567人 (33,834人)	15,510世帯 (14,884世帯)	8,933棟 (8,602棟)	180棟 (164棟)	2.0% (1.9%)
篠岡	30,563人 (32,627人)	13,678世帯 (13,759世帯)	8,642棟 (8,585棟)	200棟 (166棟)	2.3% (1.9%)
北里	19,273人 (19,705人)	9,164世帯 (8,956世帯)	5,736棟 (5,584棟)	154棟 (124棟)	2.7% (2.2%)
市全体	149,025人 (152,249人)	70,720世帯 (68,664世帯)	38,134棟 (37,179棟)	899棟 (780棟)	2.4% (2.1%)

※1 人口・世帯数は、住民基本台帳（令和7（2025）年1月1日現在）

※2 建物数は、課税台帳上の用途が「住宅」「寄宿舍」「共同住宅」「社宅」「貸住宅」「貸店舗住宅」のいずれかに該当するものを抽出。なお、所在地が完全一致する物件は、あわせて1棟と数える。（令和7（2025）年1月1日現在）

※3 空家等数は、令和7（2025）年1月1日現在

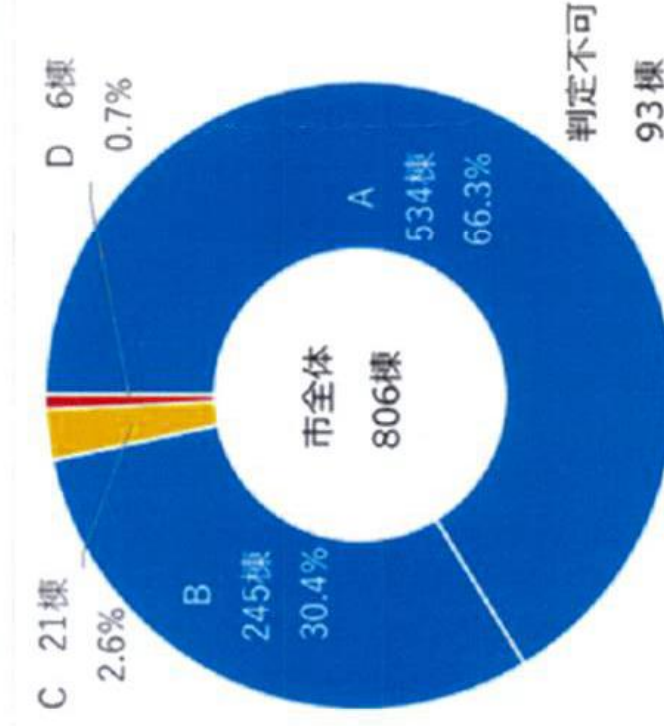
「アパート」「寮」

1. 増加する空き家の現状



② 小牧市の空き家の現状

不良度 ランク	判定内容
A	管理に特段問題がなく、現況のまま利用可能
B	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
C	倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難
D	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能
判定不可	A・Bランクのうち、外観目視で一定の項目について確認できなかったもの



1. 物件選びのポイント

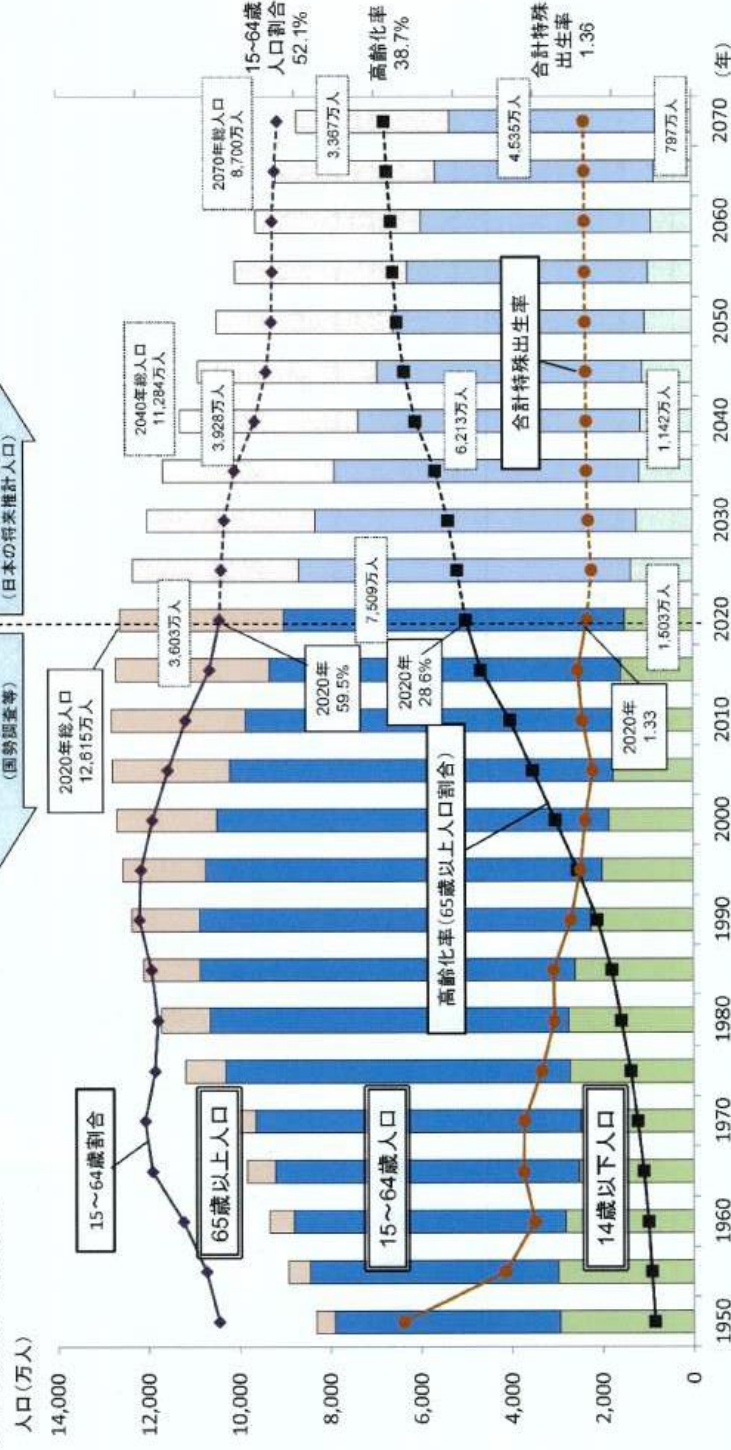


③ なぜ空き家が増えるのか

問題1 人口減少問題

- 2056年には日本の人口は1億人を割り込む。
- 生産年齢人口(15～64歳)と地価は相関関係。需要<供給で地価は下がる。

＜＜日本の人口推移＞＞



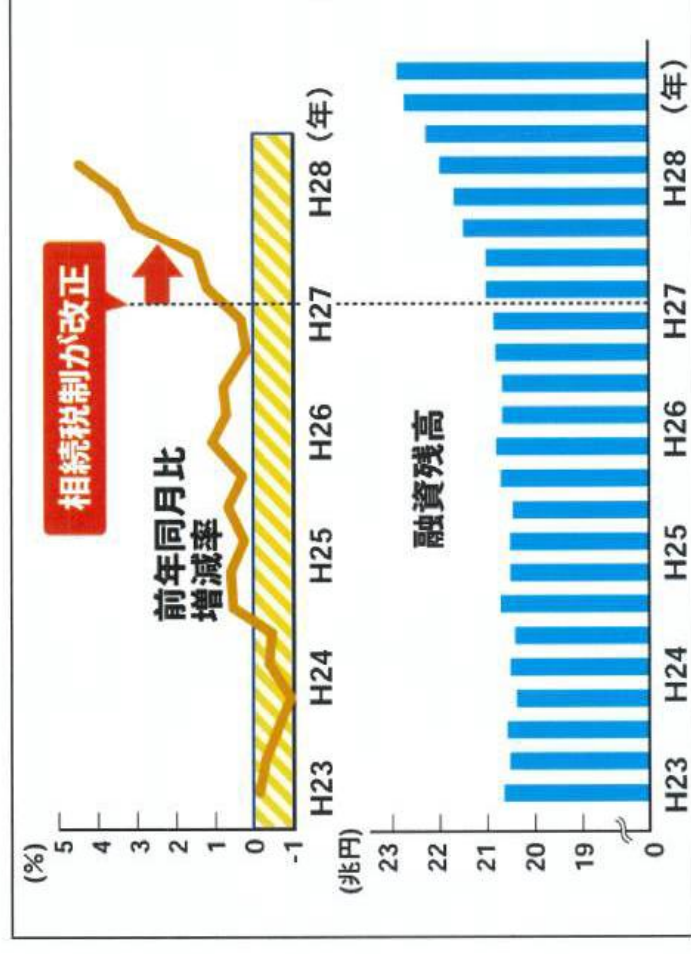
1. 増加する空き家の現状

③ なぜ空き家が増えるのか

問題2 アパート等の過剰供給

- 平成27年相続税増税に伴う節税意識の高まり。
- 金融機関による過剰なアパート融資。
- 地主さんの多い地域ほどアパート建築が盛ん。

アパートローン残高は
急速に伸びている



2. 空き家を発生させない4つの事前対策



① 名義確認 相続登記義務化 2024年4月1日スタート！

なぜ今、義務化されたのか？

- ・ 空き家の増加・管理放棄が社会問題に
- ・ 相続人が登記しないまま放置 → 所有者不明土地が全国で九州本島以上の面積に拡大
- ・ 国が「登記をしない＝問題の原因」と判断し、義務化へ

義務化のポイント(2024年4月1日施行)

対象	すべての不動産(土地・建物)
----	----------------

期限	相続があったことを「知った日から3年以内」に登記が必要
----	-----------------------------

正当な理由なく未登記の場合	10万円以下の過料(罰則)
---------------	---------------

過去の相続も対象	すでに発生している相続も義務化の対象に
----------	---------------------

放置するとどうなる？

- ・ 空き家のまま老朽化 → 固定資産税が最大6倍に増税されるケースも
- ・ 権利関係が複雑化し、売却・建替え・賃貸ができなくなる
- ・ 子や孫に「負動産」を残すことに

2. 空き家を発生させない4つの事前対策



② 遺言

	メリット	デメリット
自筆証書遺言 令和2年7月10日より方式緩和	■費用がほとんどかからない。 ■いつでも、だれにも知られず自分の思い通りに作成できる。	■紛失・変造・偽造・破棄の恐れがある。 ■被相続人の死後、開封前に家庭裁判所で「検認」の手続きが必要。(法務局での保管の場合は検認不要) ■内容・書式に不備があれば、無効になる可能性やトラブルが起こる可能性がある。 ■(財産目録のみワープロ作成可能だが、ページ毎に署名押印が必要。通帳コピーや登記事項証明書の添付可など細かい決まりがある。)
公正証書遺言	■自分の遺産を誰にどのようにに遺すのか、自分の意思通りに決めることができる。 ■相続人の手続きの負担を軽減することができる。 例)公正証書遺言があれば、遺産分割協議書の作成が不要。 ■証拠能力が高く安全確実。(原本は公証役場で保管のため、紛失・偽造・変造の心配がない) ■家庭裁判所の「検認」が必要ない。 ■死亡後の検索が可能。	■作成費や、場合によっては保管料が掛かる。(遺産額によって異なる) ■意思が変わっても書き換えなければ、前の意思が実行されてしまう。 ■証人が2人必要。(相続人以外)

2. 空き家を発生させない4つの事前対策



③ 家族信託

家族信託のしくみ

家族信託とは・・・

特定の目的にしたがって財産を信託できる親族などに託し、管理や運用を任せるしくみのこと。
自身の老後の生活資金の管理や資産の有効活用など、さまざまな目的を設定することができます。



家族信託のしくみ（自益信託の例）



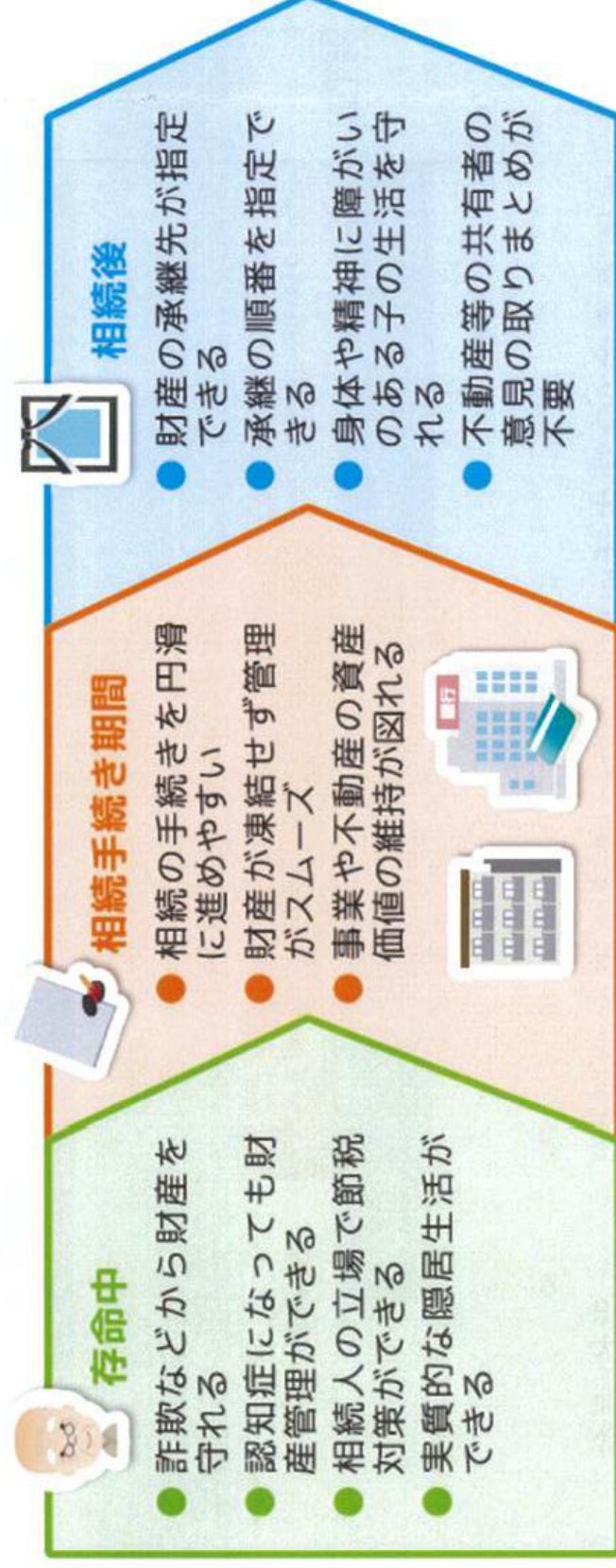
2. 空き家を発生させない4つの事前対策



③ 家族信託

家族信託の効果

家族信託は存命中から亡くなった後まで、さまざまな効果が期待できます。ただし、信託された不動産等から損失が生じたときに信託財産以外から所得と損益通算できないなど税務上の注意点もあるため、事前によく検討しましょう。

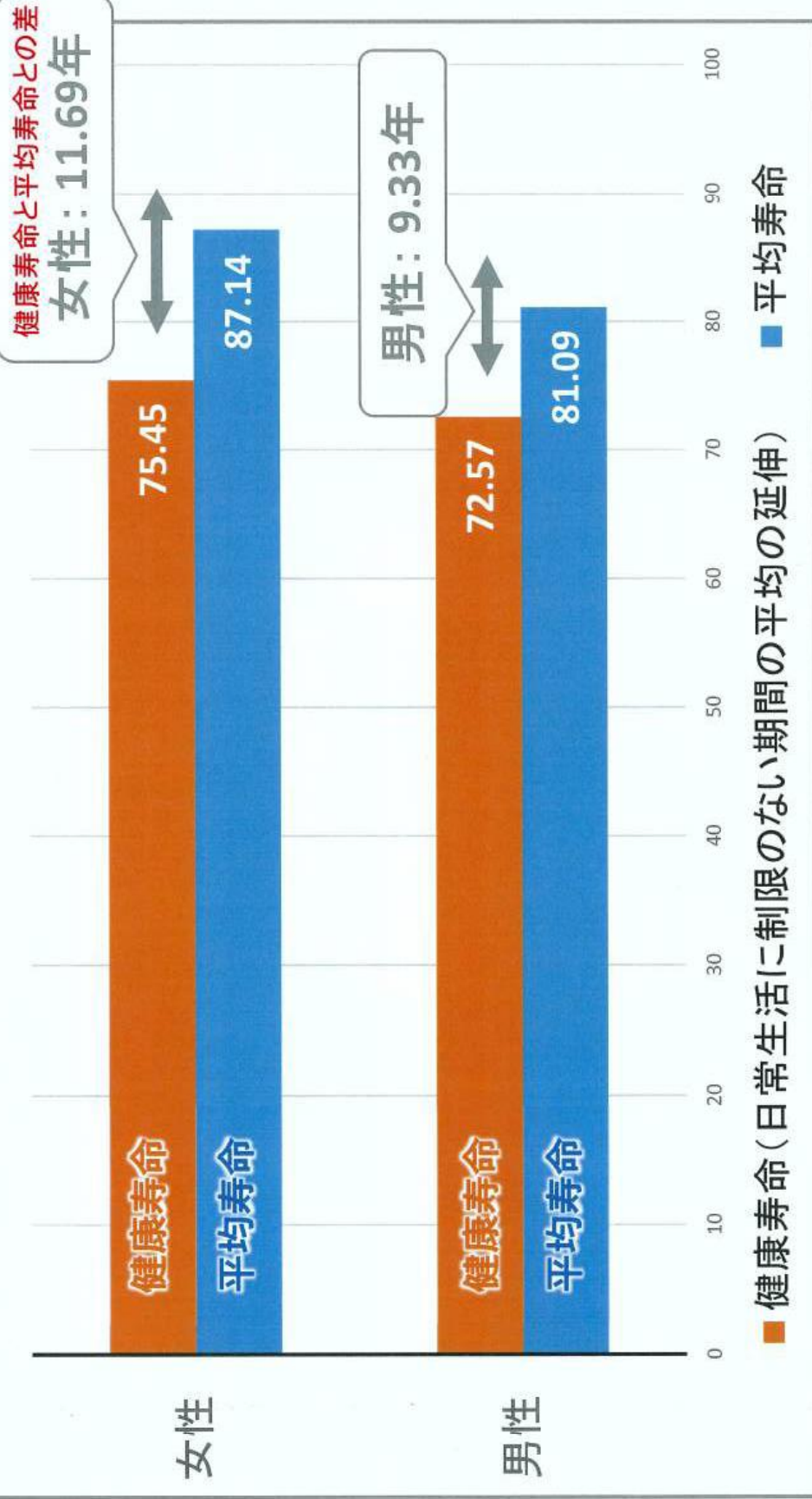


2. 空き家を生じさせない4つの事前対策

④ 相続対策＝介護対策

介護期間は約10年

平均寿命と健康寿命[2023年]

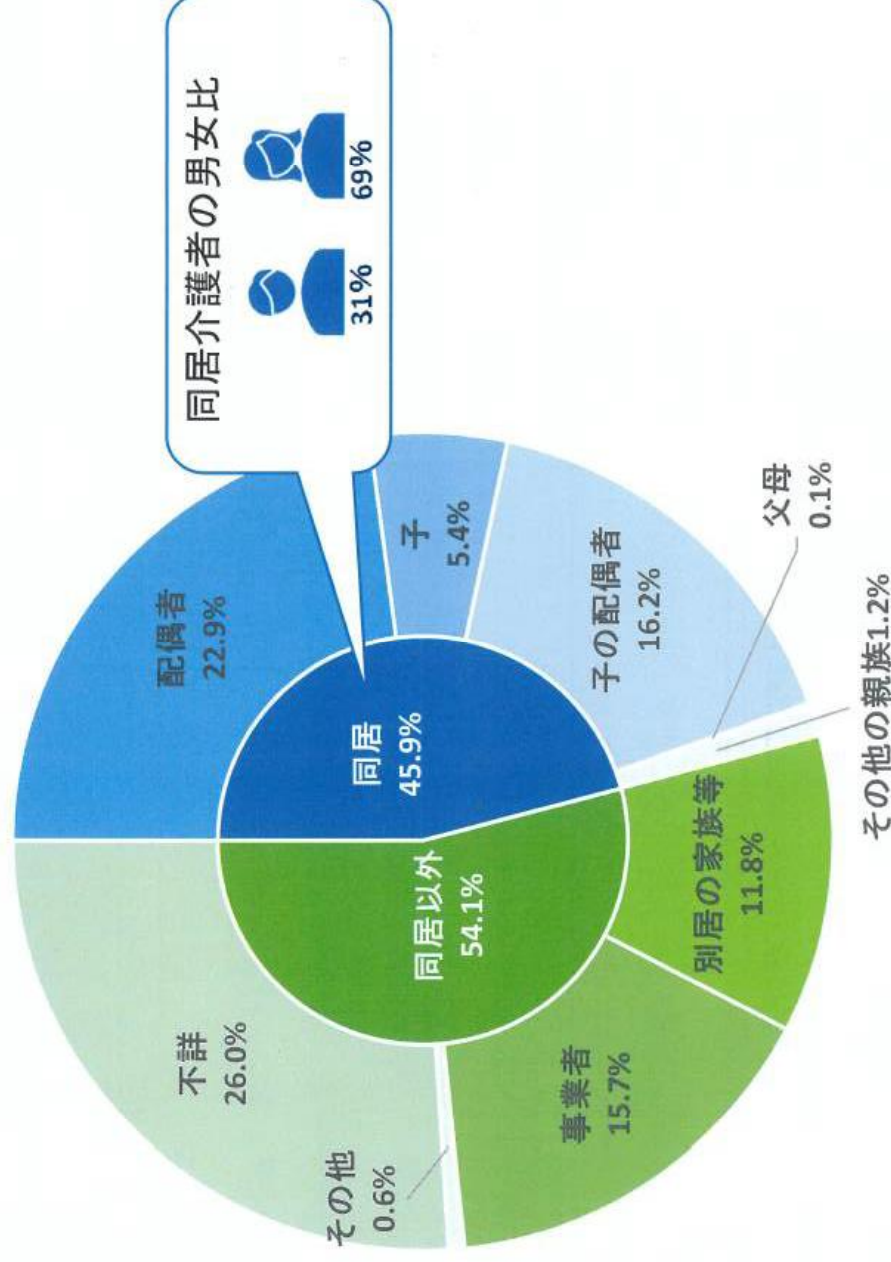


出典: 2023年平均寿命 厚生労働省「令和5年簡易生命表」/ 令和5年健康寿命 厚生労働省「第4回 健康日本21(第三次)推進専門委員会資料」

2. 空き家を生じさせない4つの事前対策

介護者の半数以上は同居の親族

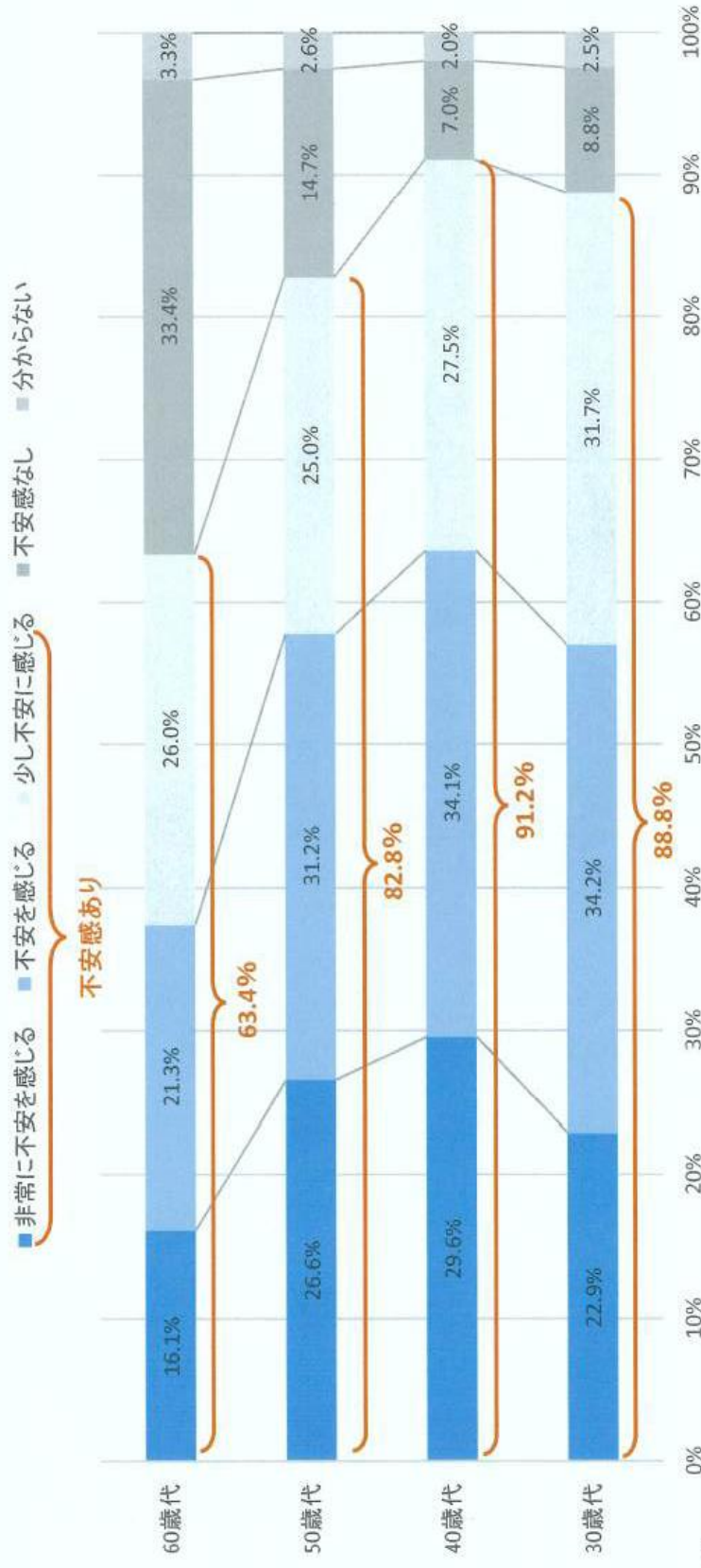
出典：厚生労働省「2022年(令和4年) 国民生活基礎調査」



2. 空き家を生じさせない4つの事前対策

子の半数以上は親などの介護に不安

(資料：公益財団法人生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」)



「子育て」と「介護」は似ていると思いますが、でも、こんなに違うんです！



言葉にするとたったこれだけです、
実際に行うとなると...その心的負担は計り知れません。

2. 空き家を発生させない4つの事前対策



親



- 自分が死んだ後は関係ない。
- 相続では揉めないだろう。
- そんなに財産はないし....。
- だいたい、まだ私が元気で生きているうちに相続の話をするとは何事か！

子



- ごたごたは困る！
- 財産の分け方は親が決めてほしい。
- 元気なうちに相続対策を考えてほしい。

なぜこのようなことがおこるのでしょうか？

親と子では、相続に対する想いに違いがあるようです。

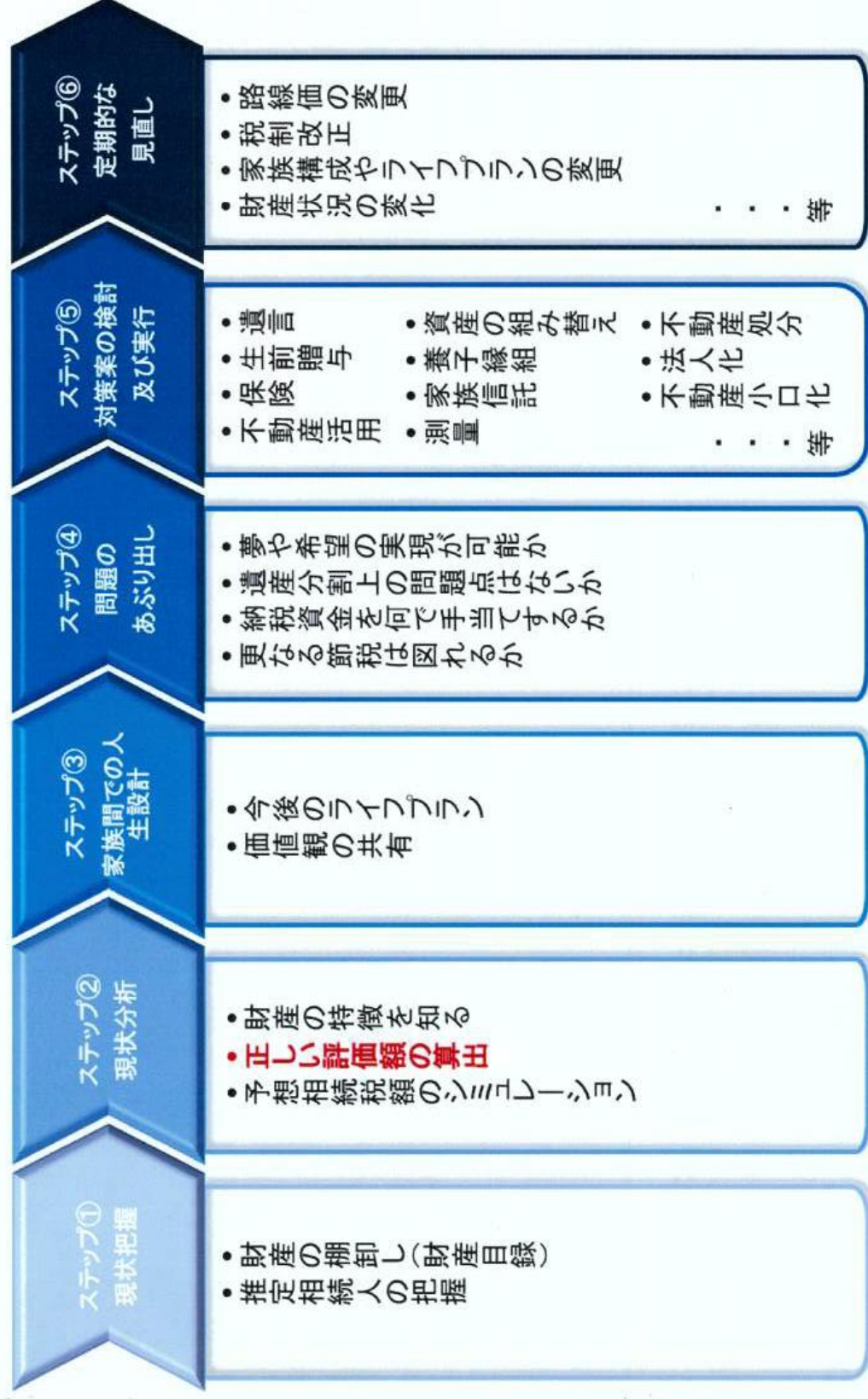
一方で、どちらの立場の方も、相続を考える時、介護のことを忘れていませんか？
「相続」は「介護」の先にあります。今の話無くして相続（将来）を語る事はできません。



2. 空き家を発生させない4つの事前対策

Point

相続対策の順番



3. 空き家になってしまった場合の対応



① 空き家やその土地と上手につきあっていくためには

管理 活用

◆メリット

親の残した土地を守れる。
収益確保の可能性もある。

◆デメリット

初期投資が高額になる可能性がある。
時間・労力・費用がかかる。

売却

◆メリット

不安の種がなくなる。
手元にまとまったお金が
残る可能性がある。

◆デメリット

親の残した土地を手放してしまう。
譲渡所得税負担の可能性はある。

3. 空き家になってしまった場合の対応



② 小牧市の対応

- 空き家の管理義務について

令和4年4月1日から小牧市条例の施行により、空家等の管理は従来の努力義務から正式な義務へと引き上げられ、所有者は適切な管理を行うよう助言や指導を受けることになりました。

- 小牧市空き家管理事業者登録制度

遠方に住むなど空き家管理に困る所有者に代わり管理事業者を紹介する制度を開始し、登録事業者の情報掲載しています。管理内容や料金は、所有者と事業者が協議し契約するもので市は関与しません。

- 空き家総合相談窓口

空家の流通促進と管理の適正化により「住みたくなくなる・住み続けたい小牧」の実現を目指し、「小牧市における空き家等対策に関する協定」を締結しました。空家の売却や賃貸、管理の相談は以下の窓口をご利用ください。

- 小牧市空き家等除却工事費補助金

安全な住環境の確保を目的に危険な空き家の除却費用を補助する制度を開始しました。令和7年度からは非木造の空き家にも対象を拡大し補助金を交付しています。

3. 空き家になってしまった場合の対応



② 小牧市の対応

- ・ 解体費用シミュレーター

解体費用シミュレーターはAIにより建物の解体費用の概算を無料で把握できるサービスです。費用の目安を知りたい方はご利用ください。(なお概算は保証ではなく現地調査と差異が生じます。)

- ・ 相続等により取得した空き家の譲渡所得3000万円特別控除

被相続人が居住していた家屋や敷地を相続した人が3年以内に要件を満たして譲渡した場合、3000万円の特別控除が受けられます。確定申告に必要な確認書は都市計画課で発行します。

- ・ 空き家バンク

空き家の利活用を促進するため、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)と連携した、「小牧市空き家バンク」を開設しました。

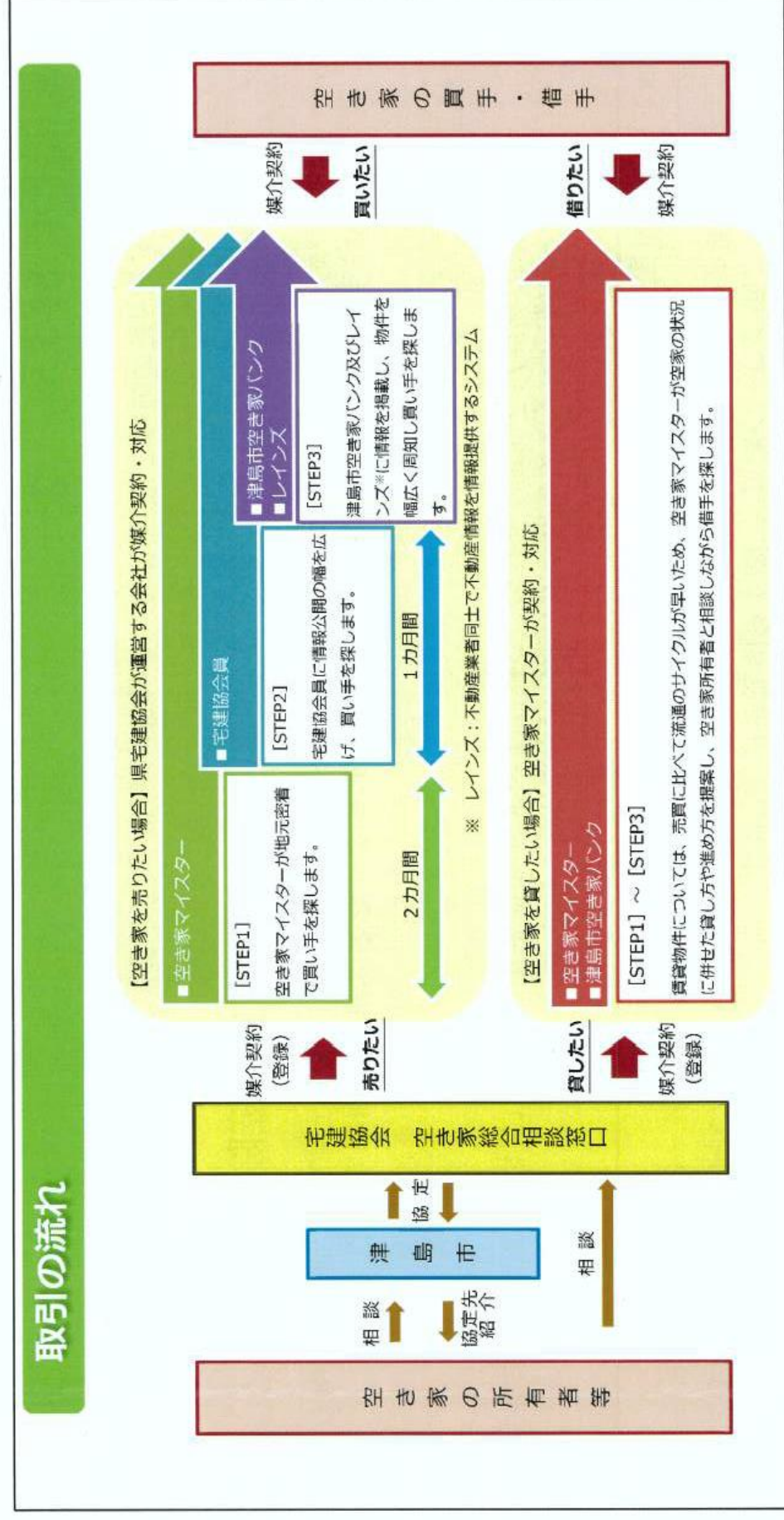
- ・ 金融機関における空き家関連ローン制度に関する情報

「空家等の発生抑制」や「空家等の利活用促進」のための取組のひとつとして、民間金融機関における「空き家関連ローン制度」に関する情報を提供します。

3. 空き家になってしまった場合の対応



② 小牧市の対応



4. 空き家と税金のポイント



① 空き家等対策の推進に関する特別措置法

空き家に関する
日本の方針

① 特定空き家とは・・・地域への大きな悪影響を与える空き家

特定空き家に指定されると

助言・指導 ⇒ 勧告 ⇒ 命令 ⇒ 罰金・行政代執行

課税標準1/6が
適用外になる

この時点で、土地固定資産税等の特例対象から除外・・・

② 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例（平成28年4月施行）

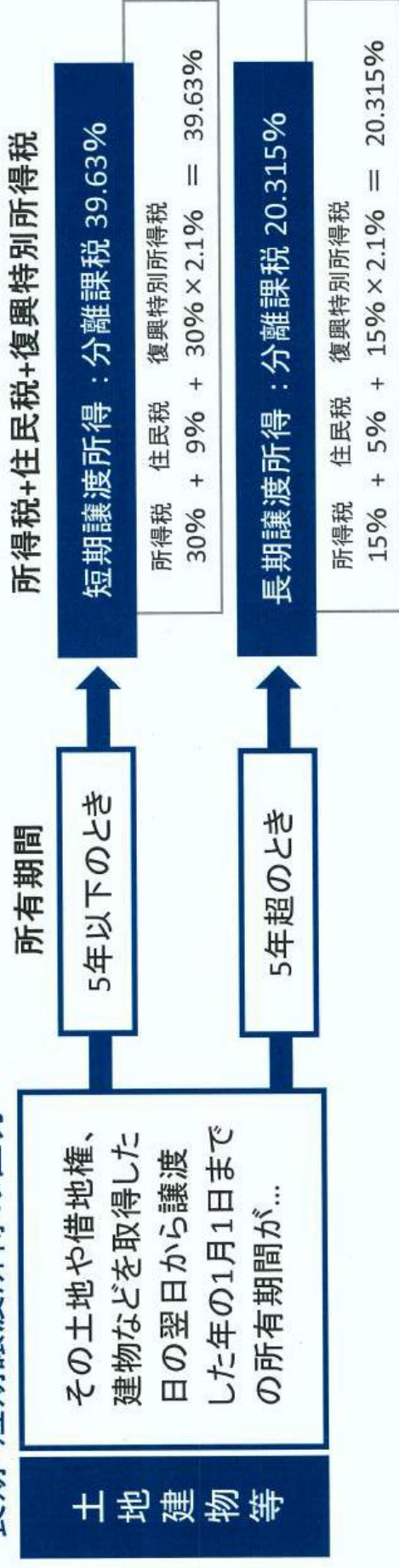
↑ 詳細は後述

譲渡所得税の基礎

譲渡所得税とは、個人が土地や借地権、建物などを売った場合、その譲渡益に対して他の所得と分離して課される税金のことです。



長期・短期譲渡所得の区分



- (1) 土地や建物を売るために支払った仲介手数料
- (2) 印紙税で売主が負担したもの
- (3) 貸家を売るため、借家人に家屋を明け渡してもらうときに支払う立退料
- (4) 土地などを売るためにその上の建物を取り壊したときの取り壊し費用とその建物の損失額
- (5) 既に売買契約を締結している資産を更に有効な条件で売るために支払った違約金
これは、土地などを売る契約をした後、その土地などをより高い価額でほかに売却するために既契約者との契約解除に伴い支出した違約金のことです。
- (6) 借地権を売るときに地主の承諾をもらうために支払った名義書換料など



このように、譲渡費用とは売るために直接かかった費用をいいます。
したがって、修繕費や固定資産税などその資産の維持や管理のためにかかった費用、
売った代金の取立てのための費用などは譲渡費用になりません。

(所法33、所基通33-7~8)

4. 空き家と税金のポイント



② 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

譲渡所得のうち、3,000万円までが控除される（令和9年12月31日までの譲渡に適用）

適用要件

- 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡
- 譲渡金額が1億円以下
- 家屋（ともに譲渡する敷地含む）又は家屋解体後の土地の譲渡
- 家屋を譲渡する場合、**現行の耐震基準に適合するもの**
- 家屋は**昭和56年5月31日以前に建築されたもの**
- 相続時から譲渡時まで**事業や貸付をしていないこと**



相続税・土地評価専門のフジ総合グループ



フジ総合グループの主な業務

- ▶ 相続税を納めてから5年以内の方へ



納めすぎた相続税は戻ってきます

相続税還付手続き

納めてから5年以内であれば、相続税が戻ってくる可能性があります。相続税申告書をご用意いただけます。専門スタッフが無料査定に伺います。

- ▶ 将来、相続税がかかる可能性のある方へ



理想的な相続対策を行うための

相続対策シミュレーション

相続人ひとりひとりの家族構成、ライフプランや財産状況に応じ、オーダーメイドな相続対策を提案・実施します。

- ▶ 相続が発生したら…



相続発生後10ヶ月以内の

相続税申告

相続税評価に精通した不動産鑑定士スタッフが、全ての土地をチェック。相続・不動産専門のフジ総合グループが、安心・適正な納税額での相続税申告を実現します。

- ▶ 不動産をお持ちの方へ



相続税土地評価・鑑定評価

個別性が強く評価差が発生しやすい土地の評価を、多面的な観点から見直し、適正な評価額を導き出します。

フジ総合グループが選ばれる理由

1. 相続専門の
税理士が対応

2. 不動産鑑定士と
税理士の協働事務所

3.

32年間で6,500件以上
圧倒的な相続税減額・
還付実績

相続対策シミュレーションとは



相続人ひとりひとりの家族構成、
ライフプランや財産状況に応じ、
オリジナルの相続対策を提案・実施します。

税理士と
不動産鑑定士が
連名で発行



■すべての土地を現地調査・役所調査

■現状の税額と対策後の税額を比較検討

フジ 太郎 様

相続対策シミュレーションご報告書

【報告年月日】
平成28年4月1日

株式会社フジ総合鑑定
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-1234-5678

依頼先 高橋 誠
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇

土地 〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇

1㎡当たりの面積

地目 宅地

地積 〇〇㎡

用途 住宅用地

用途区分 〇〇区

買家建付地 〇〇区

路線価 〇〇円/㎡

路線価 × 地積 〇〇円

相続税評価額(概算) 〇〇円

ご報告書表紙

土地評価シート

相続財産の内訳

項目	金額(円)	評価額(円)	相続税(円)
現金	10,000,000	10,000,000	0
預金	20,000,000	20,000,000	0
有価証券	30,000,000	30,000,000	0
不動産	40,000,000	40,000,000	0
その他	10,000,000	10,000,000	0
合計	110,000,000	110,000,000	0

相続税の計算

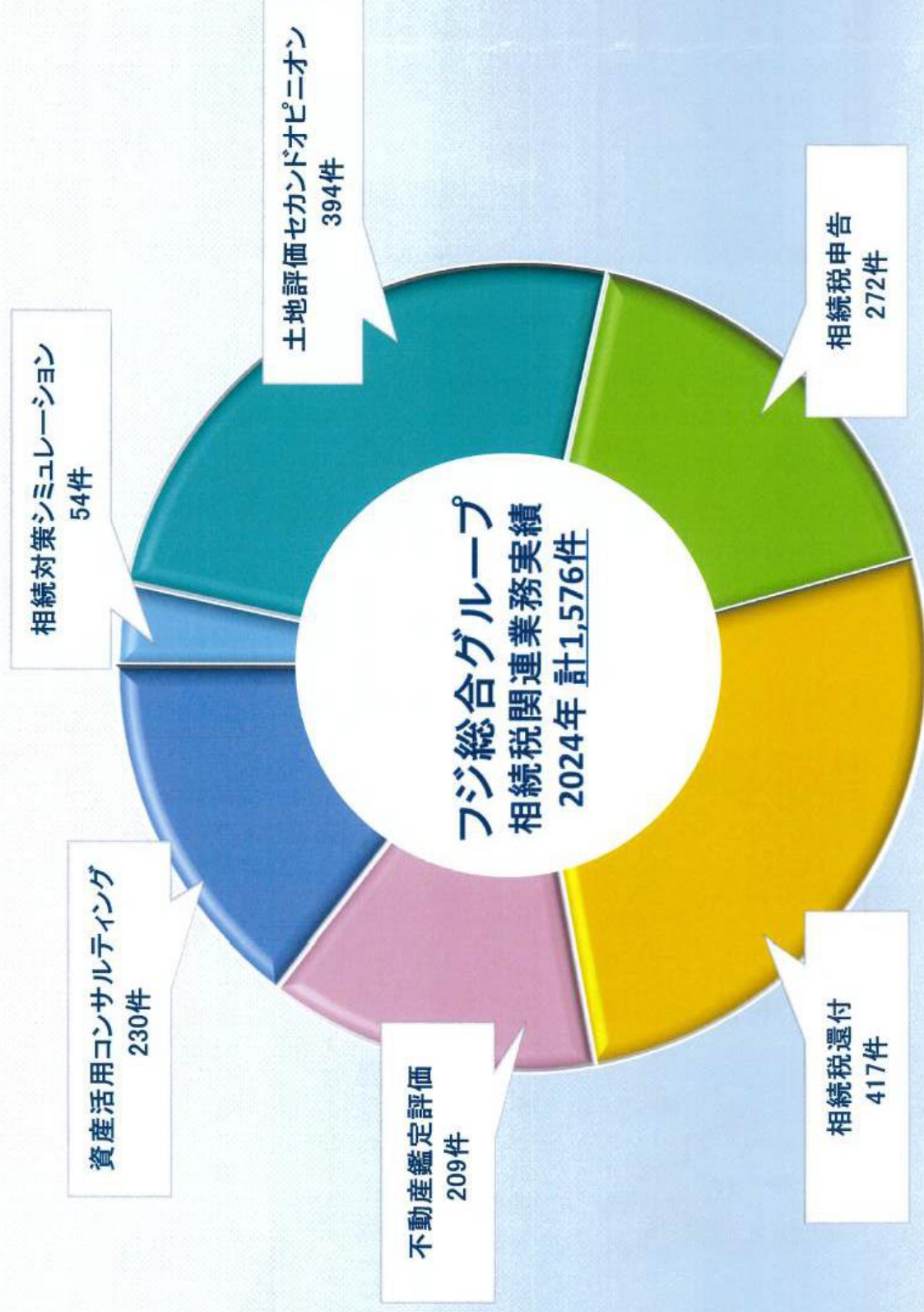
項目	金額(円)	評価額(円)	相続税(円)
現金	10,000,000	10,000,000	0
預金	20,000,000	20,000,000	0
有価証券	30,000,000	30,000,000	0
不動産	40,000,000	40,000,000	0
その他	10,000,000	10,000,000	0
合計	110,000,000	110,000,000	0

相続税の計算

項目	金額(円)	評価額(円)	相続税(円)
現金	10,000,000	10,000,000	0
預金	20,000,000	20,000,000	0
有価証券	30,000,000	30,000,000	0
不動産	40,000,000	40,000,000	0
その他	10,000,000	10,000,000	0
合計	110,000,000	110,000,000	0

ご報告書内容(一部)

2024年 相続税関連業務実績





フジ公式LINE登録でお役立ち資料プレゼント！



プレゼントの受け取り方



お友だち登録時に
メッセージが届きます。
メッセージの一番下の
ボタンからアンケートに
ご回答いただきますと、
PDFがダウンロードで
きます。

通信環境のよい場所
でダウンロードしてくだ
さい。(4.6MB)

お友だち登録
& アンケート回答特典

「相続の花道10選」を

PDFでもれなくプレゼント！



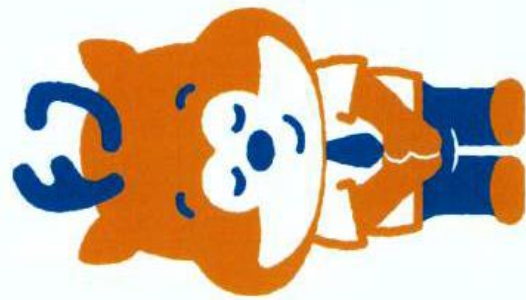
▼専用二次元コードからのお友だち登録 & アンケート回答で、「**相続の花道10選**」を
その場でプレゼント！(PDF)
フジ総合グループ会報誌『**爽風**』より
高原税理士執筆の相続・不動産お役立ち
コラムを凝縮した特別冊子です！



お友だち
登録は
こちらから

LINEお友だち登録の方法





ご清聴ありがとうございました